

令和元年11月25日

## 第130回 遠野市農業委員会総会議事録

第130回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年11月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 令和元年11月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、  
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、  
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池 今英  
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第130回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第41号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第42号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第43号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ  
ん打ち切りについて  
議案第44号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第46号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第47号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
協議第1号 令和元年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進  
について

開会時刻 午前9時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を15番、菊池清重委員にお願いします。</p>
		<p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第130回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、新田佐悦委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。  10月30日、令和元年度岩手県農業委員会大会運営委員会が開催されました。主な内容は大会に向けての議案審議でございます。  11月3日、農地法人遠野こがらせ農産令和元年度「収穫祭」、これは5回目でございますけれども、これに参加しました。なお、田中ナオ子委員も同席されています。  ここには記載されていませんけれども、11月7日、令和元年度岩手県農業委員会大会前に第2回令和元年度岩手県農業委員会大会運営委員会が開催されています。これは大会に向けての日程調整等でございます。  11月18日、岩手県地域農業マスタープラン実質化・実践推進大会に私と事務局長が参加しています。  11月19日、令和元年11月遠野市議会臨時会。内容ですけれども補正予算、それから教育委員の任命でございます。  以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  続きまして、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事業経過報告書をご覧ください。  10月28日、令和元年度上閉伊地方農業委員会連絡会研修会・交流会を釜石市で開催してございます。農業委員、推進委員が出席してございます。  10月29日、農業者年金制度説明会を実施しております。  10月31日、令和元年度いわて農林漁業に携わる女性の交流会が盛岡市で開催され、女性農業委員、推進委員が出席しております。  11月1日から11日まで、令和元年度農地相談会を実施しております。市内9地区です。  11月7日、令和元年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されています。農業委員、推進委員が出席しております。  11月11日、農地法等申請締切日。  11月12日、令和元年度農業者年金巡回相談。  11月13日、エゴマ脱穀を実施しております。  11月14日、市勢振興功労者、●●●●氏の火葬に会長職務代理者が参列しております。  11月18日、農地転用等現地確認調査を実施しました。  11月21日、令和元年度第8回遠野市農業委員会運営委員会を開催しています。  本日、第130回遠野市農業委員会総会です。  26日以降の行事予定です。  11月27日、農業者年金加入推進セミナーと本県選出国会議員との政策要請懇談会が東京でありまして、会長が出席します。私も出席します。  11月28日、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会があります。</p>

	<p>11月29日、第11回遠野市農林水産振興大会・合同祝賀会があえりあ遠野交流ホールとやなぎ屋で開催されます。</p> <p>11月下旬ですが、エゴマの選別と水洗いを予定しております。</p> <p>12月3日から13日まで、遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>12月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>12月16日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>12月20日、令和元年度第9回遠野市農業委員会運営委員会です。</p> <p>12月24日、第131回遠野市農業委員会総会。終了後、農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。そしてその後、農業委員活動表彰等受賞祝賀会を■■■■■■■■■■で開催する予定です。</p> <p>12月27日、仕事納めの式。</p> <p>1月6日、仕事始めの式です。</p> <p>以上です。報告を終わります。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	<p>1ページから3ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。内容は備考欄の所有者の死亡によりまして取得者が相続により農地を取得したものです。</p> <p>番号1番、農地を認定農業者に貸しているものです。</p> <p>番号2番、祖母が管理しているものです。</p> <p>番号3番、家族で管理しているものです。</p> <p>番号6番、認定農業者が管理しているものです。</p> <p>番号9番、農地中間管理機構で認定農業者が管理しているものです。</p> <p>番号11番、農地中間管理機構で認定農業者が管理しているものです。</p> <p>番号12番、認定農業者が管理しています。</p> <p>管理というのは使用貸借契約や賃貸借契約により管理をしているという内容です。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容は契約解除です。それぞれ合意解約によるものです。件数は2件ですが、1番、2番共に売買のためのものであります。2番につきましては関連としまして議案第42号3番に議案があります。報告は以上です。
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>



議 長	ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の菊池勝です。11月18日に現地確認しました。事務局2名、農業委員2名、推進委員1名の計5名で現地確認を実施しました。高齢のために作業ができないということで、賃貸して引き続き耕作するという事なので問題ないと思います。以上です。
議 長	ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の菊池日出夫です。18日に事務局、農業委員、農地最適化推進委員、計7名で現地確認をしました。事務局から説明がありましたが、昨年にも現地を確認しておりまして、今回は地上権設定ということで要件変更の申請であります。現地確認しましたら■■■■■が植えられている状況でございまして、来年に向けて収穫が見込まれるものと確認しましたので、問題ないと思われました。以上です。
議 長	ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」と決することにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 次に日程第3、議案第42号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	9ページです。議案第42号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は譲受人の要請により売買で譲り渡すものです。譲受人は草地として利用する予定です。 番号2番、3番、申請地は譲受人の所有する田と組田であり譲受人は譲渡人からの要請により売買で譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりです。 以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の五十嵐です。11月18日に農業委員1名、最適化推進委員2名、事務局2名の計5名で現地確認いたしました。事務局の報告どおりで何ら問題ないと思います。以上です。
議 長	ご苦労様でした。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	推進委員の佐々木です。ただいま事務局の報告あったとおりでありますが、買い手の方は組田ということで、売り手の方は非農家です。しかも家から遠いということで、以前から作付け管理は認定農業者に依頼していたものです。18日に事務局2名、委員2名

		で現地確認を行っております。以上、よろしく申し上げます。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第4】 続きまして日程第4、議案第43号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん打ち切りについて」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長		10ページです。議案第43号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん打ち切りについてです。下記のあっせん事業について、あっせん委員からあっせんを打ち切った旨の報告を受けたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第15条の規定によりあっせんをしないことについて、可否の決定を求めるものです。
		申出物件、申出人につきましては記載のとおりでありまして、田2筆、●, ●●●㎡でございます。あっせんを打ち切った理由につきましては、あっせんの相手方として3名選定いたしましてあっせんを行いました。が、現状の農地で間に合っているため農地を購入する意思がないこと、売買価格が高額であることにより、売買が成立しなかったため、あっせんを打ち切るものです。
		説明は以上です。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
9番委員		今現在は約●, ●●●㎡の田を誰が管理しているのですか。
事務局長		地域の方々が管理しております。多面的事業等々活用して管理しております。
議	長	よろしいですか。
9番委員		はい。
議	長	その他、ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第5】 続きまして日程第5、議案第44号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程い

議	長	たします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		11ページです。議案第44号、農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は11件で、内訳は利用権設定の新規が2件、更新が9件です。 番号1番から6番まで、更新です。 番号7番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。 番号8番、更新です。 番号9番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号10番、11番、更新です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。
議	長	暫時休憩いたします。  (休憩)
議	長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号11番について質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	暫時休憩いたします。  (休憩)
議	長	会議を再開いたします。番号11番を除く10件について質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結します。暫時休憩いたします。  (休憩)
議	長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。  (休憩)
議	長	会議を再開いたします。
議	長	<b>【日程第6】</b> 続きまして日程第6、議案第45号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。



農地係長	<p>13ページです。議案第45条、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、貸駐車場整備を目的とするその他施設用地への転用です。本件は議案第46号2番と関連案件でございます。申請地は譲渡人が自己住宅建築のため平成8年に5条許可を受けたものですが、資金調達が目途が立たなくなり、その後家族構成の変化により、事業が実施されないまま現在に至ったものです。今回、議案第46号2番で父から子へ事業継承し、事業内容を一般住宅から貸駐車場に変更し、事業を実施するため5条申請が出されたものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は原則許可できるものです。現地調査の結果、申請地は現在畑となっており、譲渡人の叔父が畑として耕作しているということを確認しております。この畑の土を削り造成した後は砂利道として土砂の流出を防ぐ計画で、周辺農地への影響がないことを確認しております。事業費につきましては全額自己資金で、金融機関の残高証明書を確認しております。また、駐車場整備後は不動産業者により事業がなされることを確認しております。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする、一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請人は現在実家に両親、兄家族と同居しておりますが、子供の成長と共に手狭となり、日常生活に支障をきたしていることから、当該土地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は第1種農地で10ha以上の一団の農地の中にありますが、既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては全額融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しております。なお、本案件は農振除外の案件で、令和元年8月9日付で遠野市長から農業振興地域整備計画変更の決定を受けております。</p> <p>以上2件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区の萩野です。11月18日、農業委員、推進委員、事務局、6人で現地確認をしてきました。場所は■■■■の■■■■さんから駅の方に向かって約100m行った住宅地の一角です。事務局の説明があったとおりですが、今回の申請者は親に金銭的な援助を行うためにいくらかの収入を得たいということで、駐車場経営を行うというのですが、周りの農地、住宅には影響ないということを確認してきました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●の五十嵐です。11月18日に農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3番委員	<p>3番、多田です。1番ですけれども、駐車場ということですが、これはどこから来た人の駐車場なのか、周りの人たちの車を止める駐車場なのか、どちらの目的なのかお分かりでしたら教えていただきたいのですが。</p>
農地係長	<p>周辺に市内の■■■■の■■■■がございましてそちらのと、■■■■沿いということもありまして市外からの通勤、従事している方々への貸付も想定されると思います。</p>

議 長	よろしいですか。
3 番 委 員	はい。
6 番 委 員	関連ですが、ということは想定ということであって敢えて周辺から駐車場として借りるのを希望する問い合わせとかは、実際あるのでしょうか。
農 地 係 長	現時点での問い合わせはない状態です。ただ、整備後につきましては不動産業者を通して事業経営するというので、これからの説明にもなりますが、事業者である父への金銭援助を行っているということから、少しでも事業収入を得たいという目的で貸駐車場にするということでございますので、これからの不動産業者を通じた宣伝等で貸し付けていくということになっております。
議 長	よろしいですか。その他ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 続きまして日程第7、議案第46号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	14ページです。議案第46号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、事業計画期間を平成31年11月9日までとしておりましたが、3年間延長し、令和4年11月9日まで延長しようとするものです。許可目的を変更する理由としましては、本申請人は■■■■■■■■■■でありまして、市内に試験地を5カ所設けておりまして、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■を行っております。■■■■■■■■■■の更新にあたりましては機械が大型化すること、また、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■が厳しくなったことから、長期的かつ最新のデータが必要となることから、今回事業期間を3年間延長しデータの収集を行うものです。 番号2番、先ほどからご説明申し上げておりますが、事業者を息子である承継者の方へ承継いたしまして、事業計画を一般住宅から駐車場に変更し事業を実施するものでございます。 説明は以上です。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第8】        続きまして日程第8、議案第47号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>15ページです。議案第47号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。        番号1番、申請人は平成9年に農地法第4条の転用許可を受けて植林しましたが、許可書を紛失し地目変更の手続きを行っていなかったものです。今回適用外の証明を受けて地目変更を行うものです。現地を確認し山林であることを確認しました。        番号2番、申請人は昭和57年に隣接地に自宅を建築した際に、木を植え、庭・通路として利用し、現在に至ってしまったものです。当時申請人が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。        以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。        ●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>場所は■■■■■■向かいの山林の一部です。先ほど事務局からお話のあったとおり、既に転用許可をいただいている場所です。周囲が山林でそのふもとの急傾斜地で、現在持ち主は地元におりません。既に雑木林となっており山林と農地の見分けがつかない現状です。農地としては利用困難な現状であります。        以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>この土地は現在住んでいる住宅と隣接しておりまして、事務局の方から説明あったとおり、30数年前に自宅を新築した際に庭木等植えて庭の状態になっているということでございます。今度この場所にまた新しく住宅を新築しようとするものです。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】        続きまして協議第1号、「令和元年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議1の資料の方をご覧いただきたいと思ひます。令和元年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進についてです。令和元年度10月末現在の家族経営協定締結数及び全国農業新聞購読部数は表のとおりとなっております。家族経営協定は新規●●件が目標ですけれども、現在まだ締結なしという状態であります。全国農業新聞は申し込みが●●部、中止が●●部とありますが、目標に対してあと●●部という状況</p>

		<p>になっております。この後、目標に向けて進めていただきたいという内容のお願いであります。今回資料としまして家族経営協定締結者名簿、全国農業新聞購読者名簿をつけております。最後に家族経営協定の新規締結、見直しを勧めたい事業者ということで、今回こういった資料も用意しましたので、この後各委員さんで取り組みをお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
事務局次長		説明で少し足りない部分がありましたけれども、今回、資料ということで名簿をお配りしましたけれども、個人情報の資料となりますので取扱いにつきましては慎重に取り扱っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。
議	長	質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「令和元年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進について」は提案のとおり取り組みことといたします。10分間休憩します。
		(休憩)
議	長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	事務局からありませんか。
事務局次長		<p>事務局から何点かございます。</p> <p>最初に資料としてお手元にお配りしました令和元年度農地相談会の報告について、資料をご覧願います。11月1日から11月11日まで、今年度は3回目の実施となりました農地相談会、皆様にご協力いただきました。今回の相談者数は●●人、29年度に最初に始めたときには●●人、昨年度は●●人ということで若干増加しております。全地区で相談があったということです。チラシ、テレビ、農業委員会だよりで周知を図りましたけれども、それらを見て相談会に来ましたという方もいらっしゃったので、効果があったとみているところです。今回は農地パトロールの非農地事前通知や意向調査等通知文書についての相談があり、タイミングがうまく合いました、相談会に来ていただいて説明するというようにかみ合っていたなと思えます。それから、相談者が地区の開催日に都合が悪くて他の会場に来たというときも、委員さん同士の連携で柔軟に対応していただきまして良かったなと思えます。来年に向けましては、今後相談が増えることが予測されますので、事前予約とか検討する必要があるかと思えます。資料の裏面には項目ごとにまとめております。農地を売りたいという項目から再生事業についてまで、それから相談者年齢。3ページ以降は各地区の状況をまとめております。番号の下に「済」とついているものは委員さんに動いていただきましてすでに解決に至ったというものです。それ以外は引き続き対応中のものです。内容につきましては12月総会後の検討会でも推進委員さん含めて再度説明したいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	説明が終了しましたが、質問、意見等ございますか。

15番委員	15番、菊池です。●●の部分ですけれども、12月にまた出るかと思えますけれども、農業委員の中で鬼原さんの名前が抜けていましたので足していただけだと思います。
議長	10ページの対応者の中で鬼原委員の名前が抜けているということです。
事務局長	失礼しました。申し訳ありません。
議長	よろしいですか。
15番委員	はい。
議長	その他ございませんか。あとで内容等は精査していただきたいと思えますので、何かあったら事務局のほうに連絡をお願いします。 進んでよろしいですか。
事務局次長	<p>それでは、お知らせが3点。</p> <p>1つ目は台風19号等災害義援金の関係です。岩手県農業会議から義援金の募集ということで通知がありました。この件につきましては11月21日の運営委員会で協議をいただきまして、1人1口1,000円ということで、互助会通帳のほうからまとめて振り込みをということで確認いただきたいと思えます。現在互助会の残高は資料に記載しておりまして、昨年度と今後の状況を考えて、収支のほうを考えまして、大丈夫だろうと見込まれますので互助会のほうから出させていただきます。</p> <p>2つ目が令和元年度農業経営者セミナー、認定農業者交流研修会の内容ですが、12月18日から19日にかけて、案内が来ましたので参加希望の方は事務局までご連絡をいただきたいと思えます。今回は宿泊に関する費用のほうは自己負担でよろしく願います。送迎につきましては公用車で予定しております。</p> <p>3つ目がこれも岩手県農業会議からの、第6回東南アジア事情視察団への参加募集について、資料をお配りしておりました。来年1月26日から2月2日までの8日間で、フィリピン、タイが予定されています。参加募集は25人ということで、こちらにつきましては資料に記載されている内容で、各自旅行会社へお申し込みをいただければと思えます。</p> <p>お知らせ関係は全部で3件でございます。</p> <p>それから、資料として配布しておりましたものですが、1つは11月7日に岩手県農業委員会大会がありましたけれども、そちらのほうに遠野市農業委員会総会から沿岸のほうの広域を通りまして岩手県に要請、提案等あげたわけですけれども、どのように岩手県農業委員会大会で取りまとめになったかという資料の送付がありましたので、皆さんのほうにお配りしておりました。ご覧いただければと思えます。</p> <p>それから12月分の活動記録用紙を封筒に入れてお配りしておりましたので、よろしく願います。</p> <p>岩手県農業委員会大会でのアンケートを皆さんから提出いただいていたけれども、まだお手元にある方は28日までに事務局までお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質問等ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	あと、11月29日に第11回遠野市農林水産振興大会がありますので、できるだけご参加をお願いしたいと思います。あと、事務局からは。
事務局長	口頭で1件です。農業委員等肅正について、という文書をいただいております。前にもこういった文書をお渡ししておりましたけれども、要は、こういった金品の授受

	<p>をしてはいけませんよということですので、気を付けていただきたいと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>その他。</p>
18番委員	<p>肅正と言いましたけれども、実際に何かを起こしたので、きちんとしなさいということですか。注意しなさいということであれば分かるのですけれども、どちらでしょうか。</p>
事務局長	<p>他の農業委員会の事例を出されまして、そういう疑いをかけられるような行為があったらしいということでした。もちろん遠野市農業委員会ではそういうことはありませんので。前に配ったものと同じ内容ですので、口頭でお伝えいたしました。</p>
議 長	<p>遠野市ではそのようなことはないということです。 以上で閉会してよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第130回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p>
	<p>午前10時45分閉会</p>
	<p>署 名</p>
	<p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>令和 年 月 日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p>
	<p>同 番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>